

【重要】時々海風が吹くスタジオ利用規約改定のお知らせ

平素より時々海風が吹くスタジオをご利用いただきありがとうございます。

2021年3月1日より、利用規約を一部改定いたしますのでお知らせいたします。

主な変更箇所は以下の通りです。

■主な変更箇所

・12条、定期利用について を追加。それに伴い改定前の12条から16条を13条から17条に変更。

・2条4項9号にスタジオ利用時の立ち入りについての項目を追加。

9. 管理者はスタジオの維持、保安及び管理等のために利用者の利用中いつでもスタジオに立ち入り、必要な措置を講ずることができます。この場合、利用者は管理者に協力しなければなりません。

・4条2項の利用料金の支払い期日を申し込み日から起算して1週間以内に変更。

(2) 利用料金は前払いとさせていただきます。契約期間に相当する料金を、申し込み日から起算して1週間以内、1週間以内に予約日に至る場合には予約日の前日までにお支払いください。

・6条の利用延長が可能な場合の時間単位を1時間単位から30分単位へ変更。

・9条2項に駐輪場の利用条件について追加。

(2) 自転車・バイク等は、申請の上、駐輪許可証を掲示した状態で所定の場所に駐輪をお願いいたします。なお、当社は駐輪時の車両、その付属装着物または積載物の盗難、紛失、汚損、破損、故障その他の不具合、火災及び災害等による損害については、一切責任を負いません。

・その他、文意を明確にするための改定等

利用規約の全文は、以下よりご確認ください。

<http://seisakuplus.com/umikazestudio/studiokiyaku.pdf>

今後とも時々海風が吹くスタジオをよろしく願いいたします。